

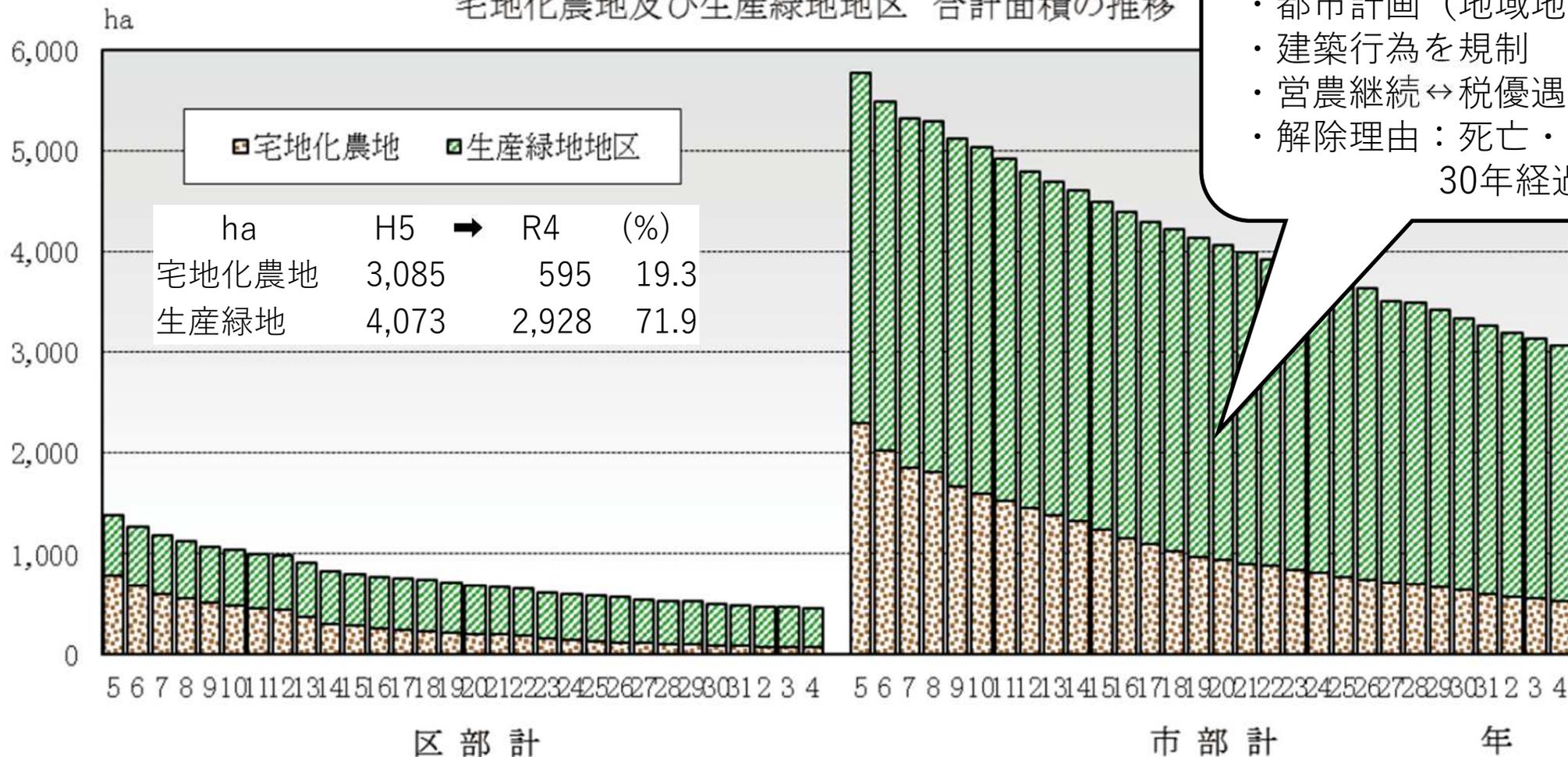
「農の風景育成地区」について



東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課

1 市街化区域内農地の状況

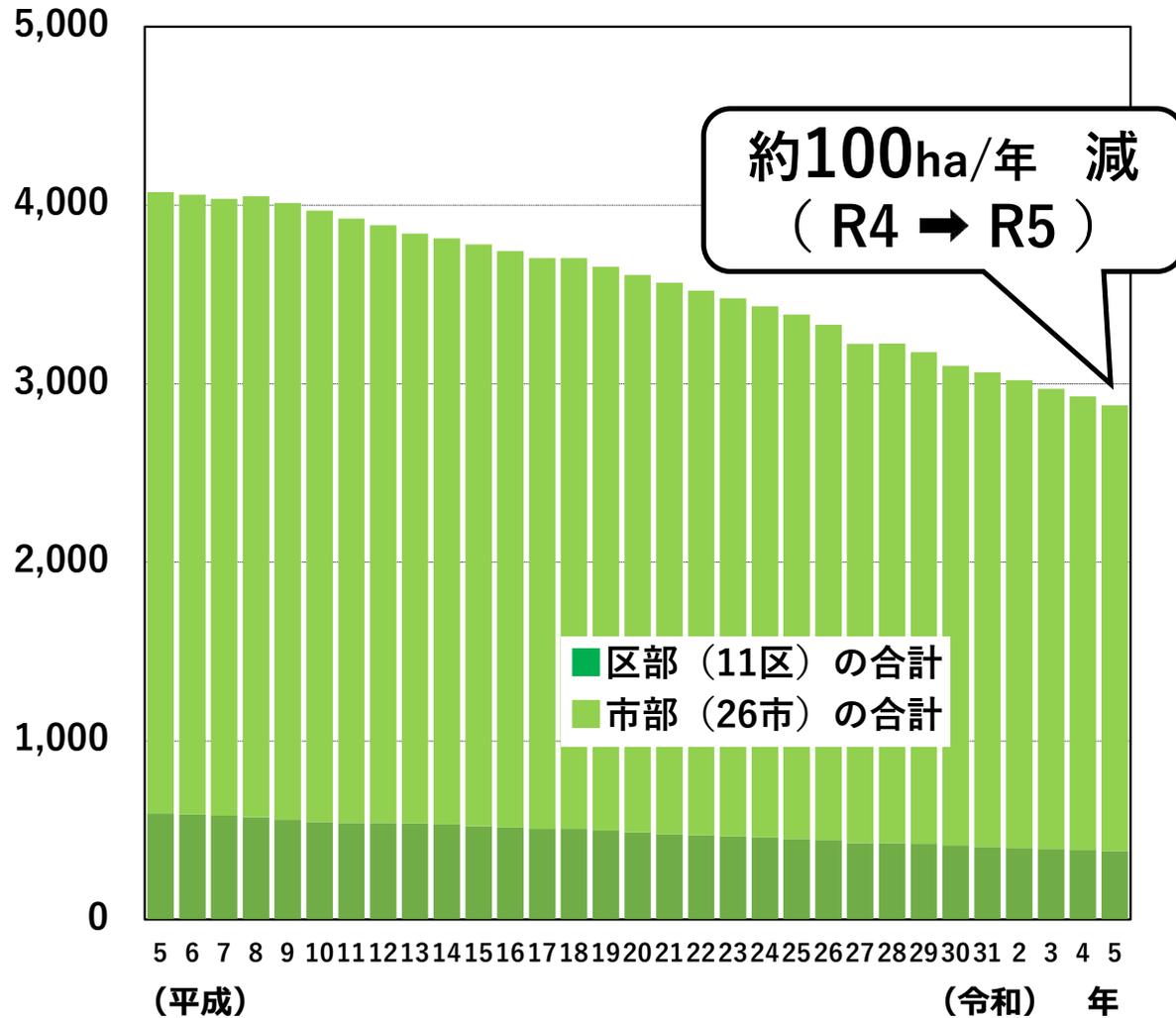
宅地化農地及び生産緑地地区 合計面積の推移



※生産緑地とは

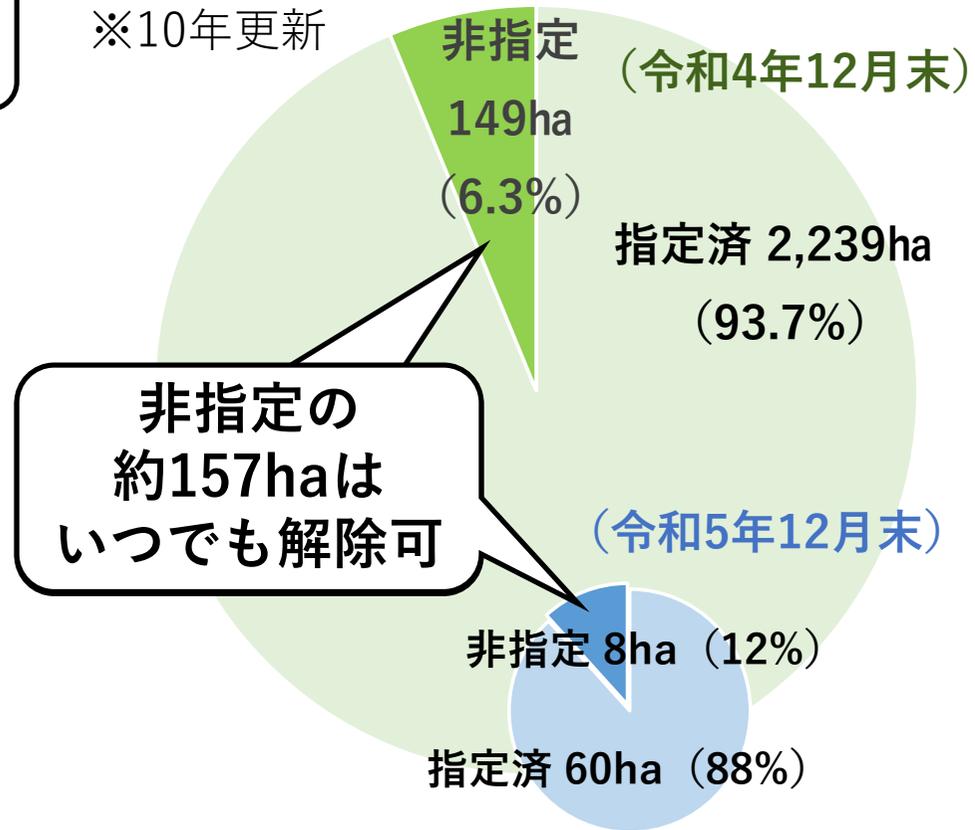
- ・都市計画（地域地区）
- ・建築行為を規制
- ・営農継続 ↔ 税優遇
- ・解除理由：死亡・故障・30年経過のみ

都内の生産緑地面積(ha)



特定生産緑地※の指定状況

※所有者意向により、指定された場合に
買取り申出できる期間が10年延長
※農地課税が継続
※10年更新



2 農の風景育成地区 とは？ (平成23年度要綱制定)

目的 農のある風景を将来にわたり保全・育成
緑地機能をもつ空間として確保

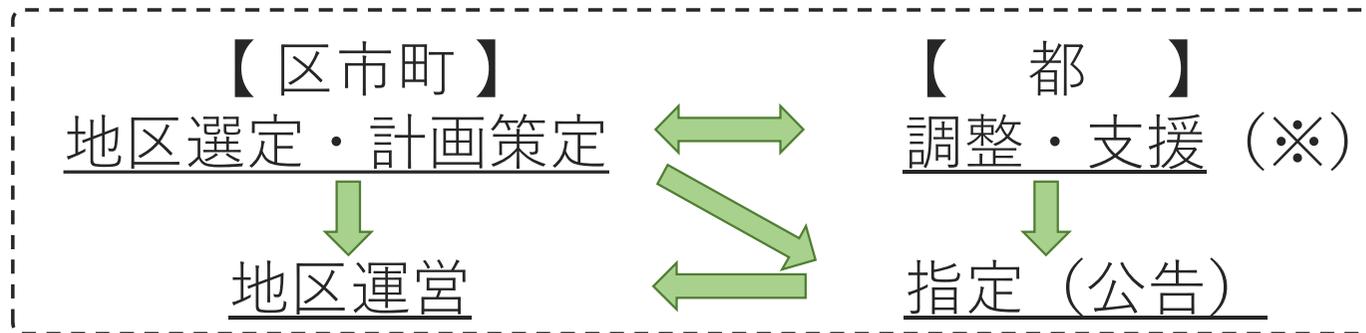
対象 都市計画区域、農地面積おおむね10%

効果

- ✓ 散在する農地を一体の都市計画公園などとして指定できる
- ✓ 指定に際し、農業者と地域住民との交流が促進
- ✓ 都市農地の重要性などについて住民の理解が促進

“農地や屋敷林ほか景観資源などを、都市計画的手法等を活用して保全”
※「緑確保の総合的な方針_緑の確保を更に推進する取組」

しくみ



※ 支援 「農の風景育成地区」の指定に向けた事業支援補助 ほか
= 区市町が行う (1) 「農の風景育成地区」の指定・運営に向けた調査
(2) 農の風景育成計画の策定に関わる事業

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/chikuseido.html

規制等 なし

3 農の風景育成地区 指定状況

地区名	面積 (ha)	指定年月
喜多見四・五丁目農の風景育成地区（世田谷区）	49.6	平成25年5月
高松一・二・三丁目農の風景育成地区（練馬区）	35.1	平成27年6月
荻窪一丁目、成田西二・三丁目農の風景育成地区 （杉並区）	21.7	平成29年3月
南大泉三・四丁目農の風景育成地区（練馬区）	70.2	令和元年12月
深大寺・佐須地域農の風景育成地区（調布市）	17.6	令和2年7月
鹿骨地域農の風景育成地区（江戸川区）	90.5	令和5年4月
下小山田・図師町農の風景育成地区（町田市）	81.5	令和5年10月

※補助制度の
開始時期

指定前補助
H30~

指定後補助
R4~(R8)

※いずれも1/2
(250万円
まで/年)

4 都市部の農地等に係る主な支援策

★区市町対象 ★個人・法人等対象

	農地・営農に関すること	公園・緑地、農のあるまちづくりに関すること
国	〔農林水産省〕 ★農業経営支援策活用カタログ 農業経営者の経営発展に役立つ様々な支援 ★★都市農業共生推進等地域支援事業（パンフレット） 都市農業の振興に必要な取組を支援	〔国土交通省〕 ★社会資本整備総合交付金 政策課題に沿った社会資本の整備を支援 （公園・緑地の用地取得・整備、特別緑地保全地区の買入れ等）
都	〔産業労働局〕 ★★未来に残す東京の農地プロジェクト※ （農地創出・再生★）、防災兼用井戸や簡易直売所等施設の整備★、農業公園整備★等） ★ 生産緑地買取・活用支援事業※ ★★生産緑地を活用した体験農園等普及事業※	農地の確保及び保全の取組を支援 農的利用を目的とした生産緑地の買取等を支援 貸借制度を活用した体験農園等の整備・運営を支援
	★★生産緑地の広域マッチング相談窓口 区市の区域を超えた貸借を進めるための支援 ★★令和6年度農業振興に向けた支援策（パンフレット） 農業経営に取り組む農業者を支援 ・機械の導入や施設整備を考えている方 ・新しく農業を始める方 ・セーフティネットを備えたい方 ・農地を創出・再生したい、農地を地域で活かしたい方 ・作業を手伝ってもらいたい方 ・法人化を考える方、法人の方 ・販売力をつけたい方 ・安全・安心の農業を目指す方 ・畜産事業者の方 ・農地を貸したい方	〔都市整備局〕 ★「農の風景育成地区」指定に向けた事業支援補助※ 農の風景育成地区の指定・計画策定を支援 ★特別緑地保全地区買取等補助事業※ 屋敷林や樹林地の地区指定や買取等を支援 ★生産緑地公園補助 都市計画公園・緑地を対象とした用地取得等を支援※ ★緑あふれる公園緑地等整備 都市計画公園・緑地以外の用地取得等を支援※ ※は「東京の緑の保全・創出支援プログラム」の取組
関係団体	〔一般社団法人_東京都農業会議〕 ★新規就農、生産緑地貸借、農業経営の相談等 地域農業の振興のため担い手を支援 〔一般社団法人_全国農業会議所〕 ★★都市農業相談窓口 農地を守るための制度等の普及・啓発	〔JA〕 就農・営農の支援等 〔一般社団法人_都市農地活用支援センター〕 ★★アドバイザー派遣事業 都市農業・まちづくり等の専門家派遣 ★自治体政策支援室 新制度に対応した取組、計画作成等支援

参考 東京グリーンビズ_東京都の緑の取組 Ver.2 (令和6年1月) 抜粋

「まもる」取組



「地域に根付いた緑（屋敷林等）を守る」

(今後の取組み)

◆屋敷林等の民有地の緑の保全

- ・ 相続時の買取への支援強化
- ・ まとまった樹林地を生かした公園整備

◆農地の保全に関する取組

- ・ 農地の長期賃貸借の促進・マッチング
- ・ 農業振興地域の活性化
- ・ 「農の風景育成地区」の指定促進

「東京でみっけ！農の風景フォトコンテスト2024」開催中！

身近にある魅力あふれる農の風景の写真をInstagramで発信してください！



募集テーマ

- ✓ 都内における心動かされ、残したいと感じる農の風景
- ✓ 農の風景育成地区における魅力的な農の風景

応募資格

- ✓ 都内に在住、在勤または在学の方
- ✓ 都内の農地に訪れる都外在住の方

応募期間

令和6年10月25日（金曜日）～令和7年1月10日（金曜日）

応募方法

- ✓ 応募者が取得したInstagramアカウントを公開
- ✓ 農の風景育成地区公式Instagramアカウント（@nounofuukei_tokyo_official）をフォロー
- ✓ 募集テーマに合う写真を、次の内容をつけてInstagramに投稿（お一人様何回でもご応募いただけます）
 - ① キャプションに撮影場所がわかる情報を入力
（例：〇〇区市〇〇町周辺・〇〇農の風景育成地区など）
 - ② キャプションに指定のハッシュタグ「#東京でみっけ！農の風景2024」
 - ③ 「@nounofuukei_tokyo_official」をメンション
 - ④ 農の風景育成地区を撮影した画像である場合は、
キャプションにハッシュタグ「#農の風景育成地区」を追加

詳細や応募に当たっての注意事項等はポータルサイト「東京の緑」をご覧ください！



ありがとうございました

農の風景育成地区HP（東京都都市整備局）

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/chikuseido.html



基調講演

都市農業と「農の風景育成地区」

一般社団法人 東京都農業会議 会長 青山 侑



都市農業と「農の風景育成地区」

1 都市と農業の関係＝近年、国の政策大転換＝
(理由)

①人々の意識変化

(住宅絶対不足時代が終わった)

②食料安全保障

(先進国で日本だけが食料の大輸入国)

③都市農業自体が変化

(直売や多角化で収益)

2 欧米豪ではとっくに変化

3 これからの課題と展望

(特に東京では急激に農地が減少する可能性)

2024・10・25 青山侑

いわゆる都市農地＝全国の農地の4%

しかし全国の農業販売額の8%

2014年生産緑地は東京市部で3000ha

20年間減少率は約16%余

多摩地域農地1970年から30年間で半減

※米減反政策1970年

作付面積312万ha⇒2000年176万ha

2016年東京都都市白書

2013年の1千haあたり農業産出額

全国平均18・9億円に対して東京41・9億円

1 都市と農業の関係

都市計画法(1968新法)

旧都市計画法1919

東京市区改正条例1888

2条(基本理念)

「**農林漁業との健全な調和**を図りつ

つ、

健康で文化的な都市生活

及び

機能的な都市活動を確保」

都市計画法7条(区域区分)

(市街化区域)

「すでに市街地を形成している区域
及び

おおむね十年以内に優先的
かつ計画的に市街化を図るべき区
域」

(市街化調整区域)

「市街化を抑制すべき区域」

生産緑地法1974

1969新都市計画法施行
1974生産緑地法施行

=近年、国の政策大転換=

2015都市農業振興基本法施行

2017改正生産緑地法施行

(下限面積引き下げ、都市計画運用指針でUターン、
農家レストラン・直売所等OK、特定生産緑地)

2017都市計画法改正(田園住居地域)

2017都市農地貸借円滑化法(農業委員会の決定)

2017税制改正(生産緑地コンクリートOK)

2020農地保全をはかる地区計画制度新設

東京都都市計画審議会

2018年2月6日答申

「東京における土地利用に関する基本方針」

将来像を実現する主な取組15件

①～④緑地、農地

→生産緑地協議会発足へ

⑤都市開発諸制度

※調整区域で開発許可制度を活用して農家
レストランや直売所など促進し農家経営を
安定・強化し農地保全を図る

②食料安全保障（先進国で日本だけが食料の大輸出国）

食料自給率（カロリーベース）

カナダ	233%
オーストラリア	169%
フランス	131%
アメリカ	121%
ドイツ	84%
イギリス	70%
日本	38%

（令和3年農林水産省ほか）

飼料自給率を反映した食料自給率

食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)から作成

(平成30年度)	カロリーベース	生産額ベース
総合食料自給率	46%(37%)	69%(66%)
畜産物自給率	62%(15%)	68%(56%)
鶏卵	96%(12%)	96%(65%)

食料安全保障の確立に向けて (全国農業会議所)

令和5年4月に改正農業経営基盤強化法が施行

⇒ 「地域計画」の策定を

⇒ 地域農業が持続的に発展

= 食料・農業・農村基本法が定める食料安全保障に直結

3 これからの課題と展望

(特に東京では急激に農地が減少する可能性)

2021・5温暖化対策法改正(2022・4施行)

「2050年までに温暖化ガス排出量実質ゼロ」

○自治体が「再生エネルギー促進区域」

⇒手続き簡素化

○都道府県・市町村ごとに目標開示

○企業の排出量見える化⇒ESG投資

2019年12月 「ゼロエミッション東京戦略」

対策

- ①地元で採れた旬のものを購入し、
- ②穀物や野菜フルーツ、ナッツなどの植物ベースの食品と、畜産物をバランスよく採り
- ③これらが無駄にしない

2021年3月

2030年に向けた目標の強化

○ 都内温室効果ガス排出量(2000年比)

30%削減 ⇒ 50%削減

○ 都内エネルギー消費量(2000年比)

38%削減 ⇒ 50%削減

○ 再生可能エネルギーによる電力利用割合

30%程度 ⇒ 50%程度

○ 都内乗用車新車販売

⇒ 100%非ガソリン化

○ 都内二輪車新車販売

⇒ 100%非ガソリン化(2035年まで)

コロナ禍で再確認されたこと

1 医療保険制度の意義

- ・国民皆保険
 - ・ただし保険制度で全ては賄えない
- 国・都道府県・市区町村の役割

2 エッセンシャルワーカーズの重要性

医療・福祉・警察・消防・鉄道・道路・上下水道・清掃・配
送・郵便・飲食・各種小売・卸売市場・**農業**・金融保険・
行政……

3 公衆衛生と保健所の機能

- ・検疫 国の役割
- ・保健所 基礎的自治体の役割

アグリツーリズムによる高収益 「農の風景」を高めてこそ。

＝都市計画・土地利用計画に農地を組み込む＝

- 気候変動対策と都市農業
＝地産地消⇔⇔フードマイル
- 食料安全保障と都市農業
＝地産地消
- 直売・加工・学校給食や多角化で収益・市民参加
- 公園と生産緑地は両立する
(ダブル指定)
- ハウスも「農の風景」



2024.10.25

農の風景育成地区シンポジウム



町田市 下小山田・図師町 農の風景育成地区の取組み

町田市 都市づくり部 土地利用調整課

町田市の紹介

基本情報（2024年10月現在）

- ・人口：43万497人
- ・面積：71.55 km²
- ・新宿駅から町田駅まで電車約30分



市の木・けやき



市の鳥・カワセミ



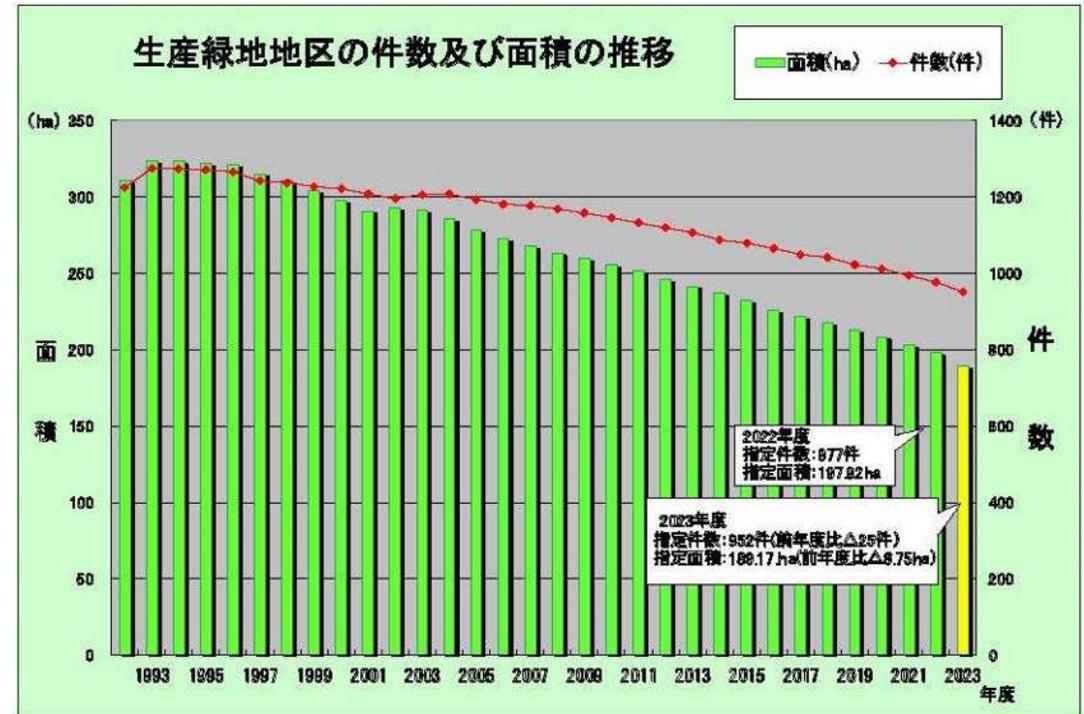
町田市の生産緑地の現況

町田市の生産緑地

令和5年（2023）

指定件数：952件

総面積：約189.17ha



町田市の都市農地の状況

町田市の特徴

住まいの身近なところに農地が点在する良好な環境

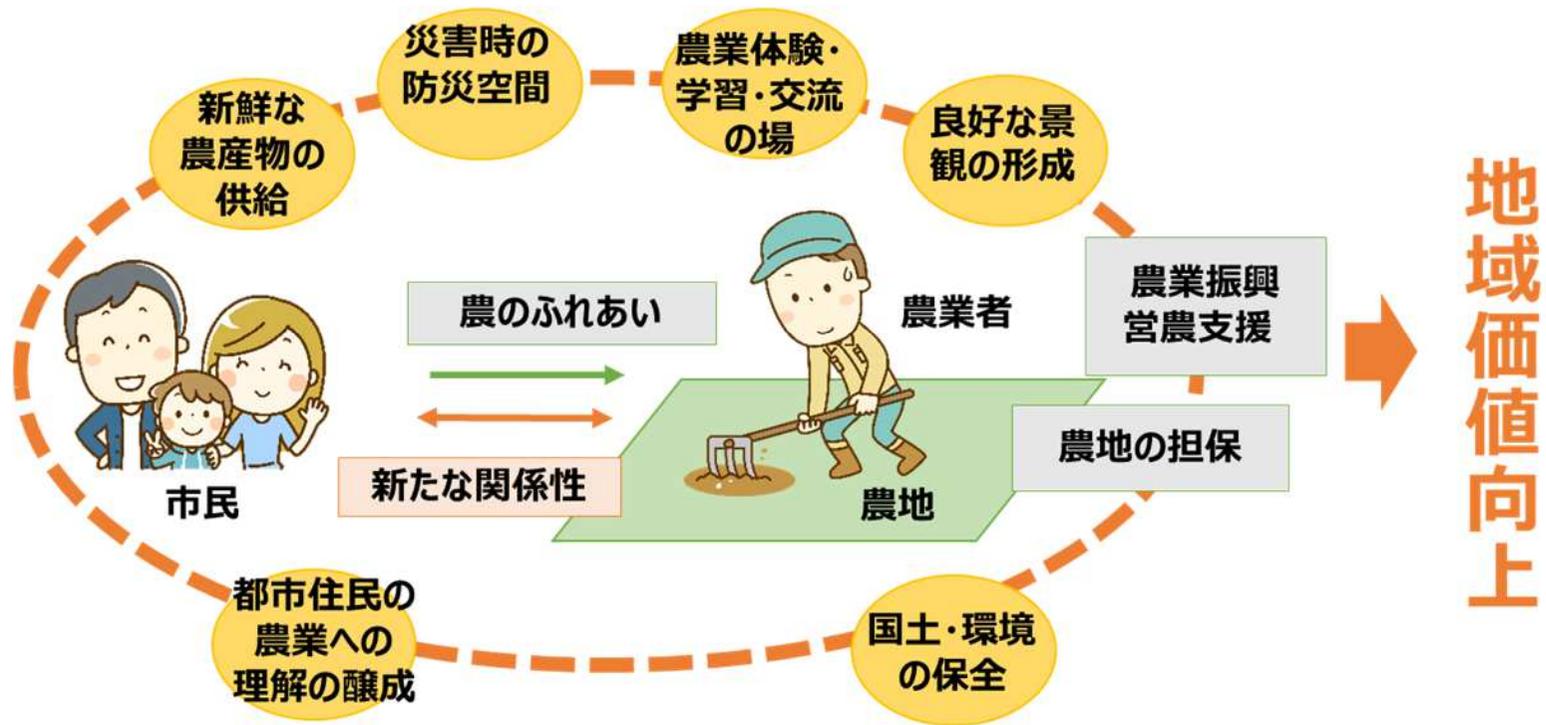
町田の生産緑地の状況

生産緑地の減少

都市農地の考え方

農地は都市にあるべきものとして保全・活用を推進

これからの都市農地



市内全域の都市農地保全活用の取組



「まちはベジハブ」とは

まちはの市民と農をつなぐ様々な取組や多様な関係者が参加する官民連携プラットフォームの総称です。

※ベジハブの「ベジ」はベジタブル（野菜）、「ハブ」は（HUB：車輪の軸）を意味し、身近な農地や野菜を中心としていることを意味しています。



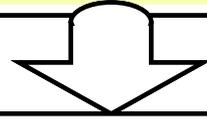
「まちだベジハブ」プラットフォームの立ち上げ

2021年度より、
市内の農業者や、まちだの農に
関心がある事業者・市民団体等
が一同に会し意見交換会を開催



まちだの市民と農をつなぐ取組の展開

「まちだベジハブ」プラットフォームの立上げ



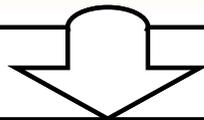
「まちだベジハブ」の将来ビジョン・取組方針の作成

将来ビジョン

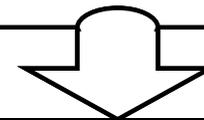


取組方針

- ①まちだの農に関する関係者の意見交換や交流の場づくり
- ②まちだの農に関する身近な相談の場づくり
- ③新規取組等に向けたプロジェクトチームの組成と新規取組の推進
- ④援農ボランティアの拡充
- ⑤まちだの市民と農をつなぐ交流体験機会の創出
- ⑥まちだ野菜の多様な販売方法の展開
- ⑦まちだの農に関する情報共有と情報発信
- ⑧まちだの市民と農をつなぐ担い手の発掘・育成



町田全市の取組



モデル地区の設定（下小山田・函師町）

「まちだベジハブ」プラットフォームによる多様な活動の展開

市民による農作業体験プログラム



農地での親子向け交流イベント



地場野菜を使った食体験イベント



まちなかでの野菜販売（マルシェ）

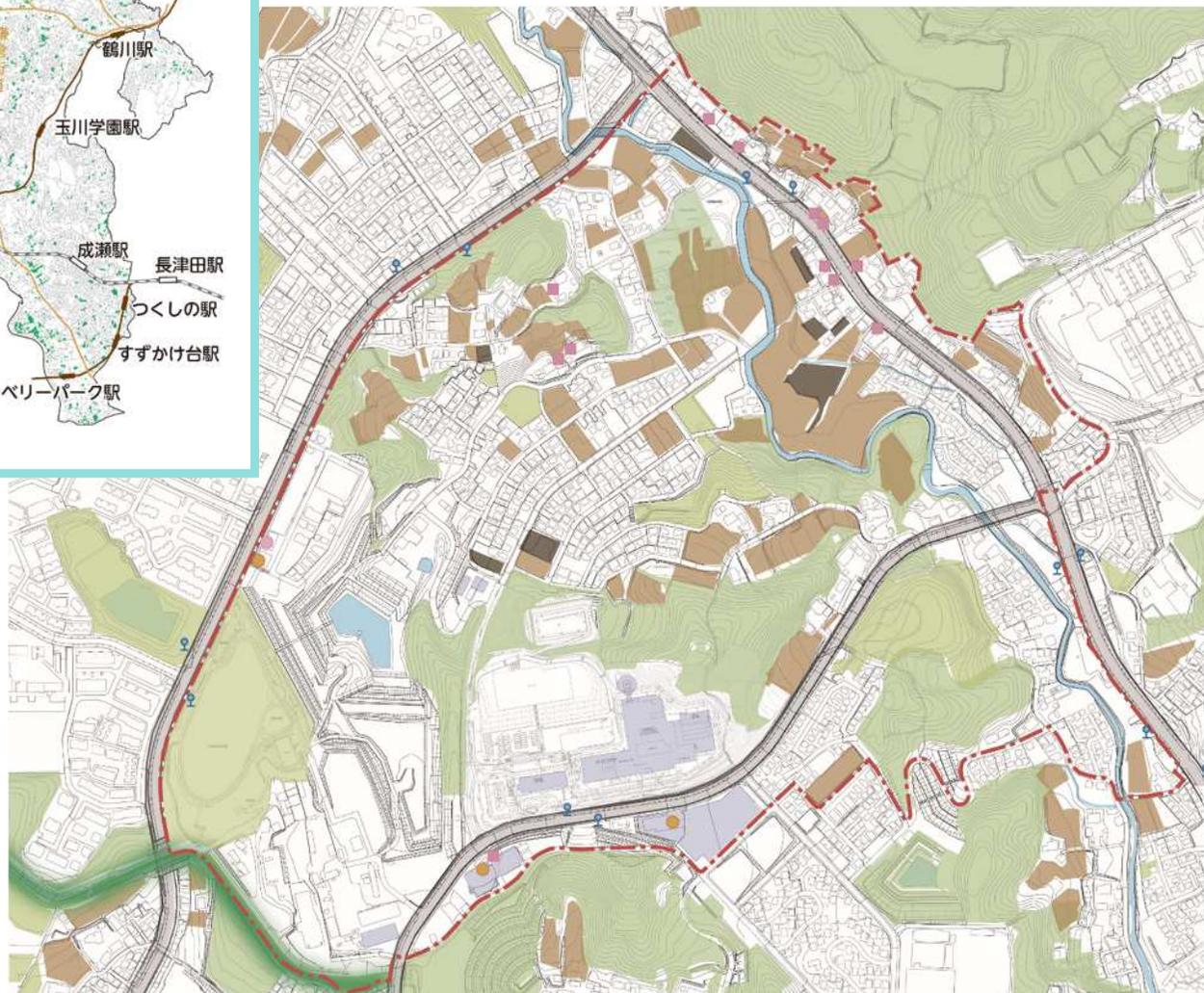


下小山田・函師町農の風景育成地区（まちだベジハブモデル地区）

下小山田・函師町地区（農の風景育成地区）



- ✓ 地区面積：81.5ha
- ✓ 農地面積：10.1ha
- うち生産緑地地区の面積：9.3ha



下小山田・函師町農の風景育成地区（まちだベジハブモデル地区）



下小山田・函師町農の風景育成地区（まちだベジハブモデル地区）



農の風景育成地区の指定に向けた取組

地元関係者との意見交換会

地元の農業者や施設関係者から地域の農の課題やこれからの取組について、頂いた意見を基に地区の取組方針を作成

生産者

地元自治会

スポーツ施設管理者

福祉施設関係者



指定に向けた地域住民への周知

地区住民説明会



チラシ住戸配布

発行日：2023年9月22日

下小山田・図師町エリアが「農の風景育成地区」に指定されます！

下小山田・図師町 農の風景育成地区

特徴
都市農地の多面的な機能を発揮し、スポーツ・健康・文化・教育・福祉施設や公園などと連携した新たな地域拠点の形成を目指します。

農の風景育成地区とは
都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を保全していくため、平成23年度に東京都が創設した制度です。

地域のまちづくりとの連携・協力による多様な取組みの具体例については、裏面をご覧ください。

「まちだベジハブ」の取組を先導するモデル地区として、市民と農をつなぐ多様な取組を行っています！

親子で楽しめる農業体験

地元野菜を使ったイベント等の企画・実施

福祉施設等で地元野菜が買える機会の拡充

「まちだベジハブ」について
町田市では、「まちだの市民と農をつなぐ取組」の総称を「まちだベジハブ」と名付けています。農とのふれあいをきっかけに「ヒト・コト・場所」がつながることで、都市農地・都市農業への理解や関心を高めるとともに、「農が身近にある暮らし」を築き上げる環境づくりを進めています。

まちだベジハブの取組の最新情報については、公式 SNS・ホームページをご覧ください！

まちだベジハブ
公式 SNS・ホームページ

まちだベジハブ
モバイル版公式 LINE

まちだベジハブ
公式ホームページ

お問い合わせ：町田市農産(都市づくり)課 土産利用推進課 土産利用係 (土産 302号室)
電話：027-724-4254(直通) FAX：027-724-4277 (都市農産安全用紙係)

下小山田・函師町農の風景育成地区の取組

取組方針① 市民参加による営農活動の支援

農業者・農地 × 市民・大学生



下小山田・函師町農の風景育成地区の取組

取組方針 ② 農地を活用した体験・イベント等の実施

取組方針 ④ 周辺施設等と連携した連携した取組の推進

福祉施設 × 都市農地 × 市民（親子）



下小山田・函師町農の風景育成地区の取組

取組方針⑥ 地元野菜の販売機会の拡充

各施設イベント × 農業者・地場産野菜



紅花まつり（大賀藕絲館）



プールまつり（市立室内プール）

下小山田・函師町農の風景育成地区の取組

取組方針⑥ 地元野菜の販売機会の拡充



施設の未利用スペースを
活用し野菜の常設の直売を試行



プール施設のロビーで
定期的野菜販売を実施

下小山田・函師町農の風景育成地区の取組

取組方針⑥ 地元野菜の販売機会の拡充

取組方針⑧ 市民と農をつなぐ取組の情報発信



オリジナル野菜袋の作成（販売を通じた地区の発信）

地元農業者

河合農園

主なプロフィール

- 2021年 町田市認定農業者、東京都エコ農家認証
➡ 同年から本取組に向けた試行等に協力
- 2022年 まちだみどり活用ネットワーク正会員
(ずしまちいち実行委員会 代表)

NPOたがやすの援農ボランティアやとうきょう援農ボランティアを利用しながら営農しています。

中学生の職業体験や大学の授業の実習の受入れなども行っています。



鹿骨地域
農の風景育成地区の
取組みについて



農の風景育成地区シンポジウム
2024.10.25

江戸川区について

江戸川区では昭和45年から
「ゆたかな心地にみどり」を
合言葉に掲げて、地域住民と
水とみどり豊かなまちづくりを推進
してきました。

農地もちろん例外ではなく、特に
発祥の地・名産としての小松菜の
収穫量は都内第1位を誇っています。



鹿骨地域の概要

農に関する状況

- ・農地が**高密度**に分布しており、農地密度は区内で随一
- ・生産緑地かつ**ハウス型**の農地（小松菜・花卉）が多い
- ・農業に関する**研究機関**（東京都農林総合研究センター）
- ・既定計画において農の風景に関する位置付けがある

地区の面積	約 90.5 ha
農地合計面積 (R5.3)	約 9.5 ha (約10.5%)
農家数 (R5.3)	47軒

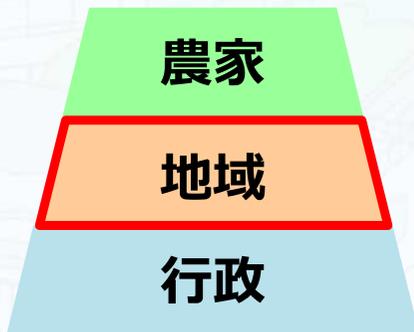
生産緑地地区数	68 地区	R5.3時点
生産緑地農家数	35 軒	R5.3時点
継続意向あり	30 軒	H30アンケート
分からない	4 軒	H30アンケート

※1軒にはR2指定のためアンケート対象外

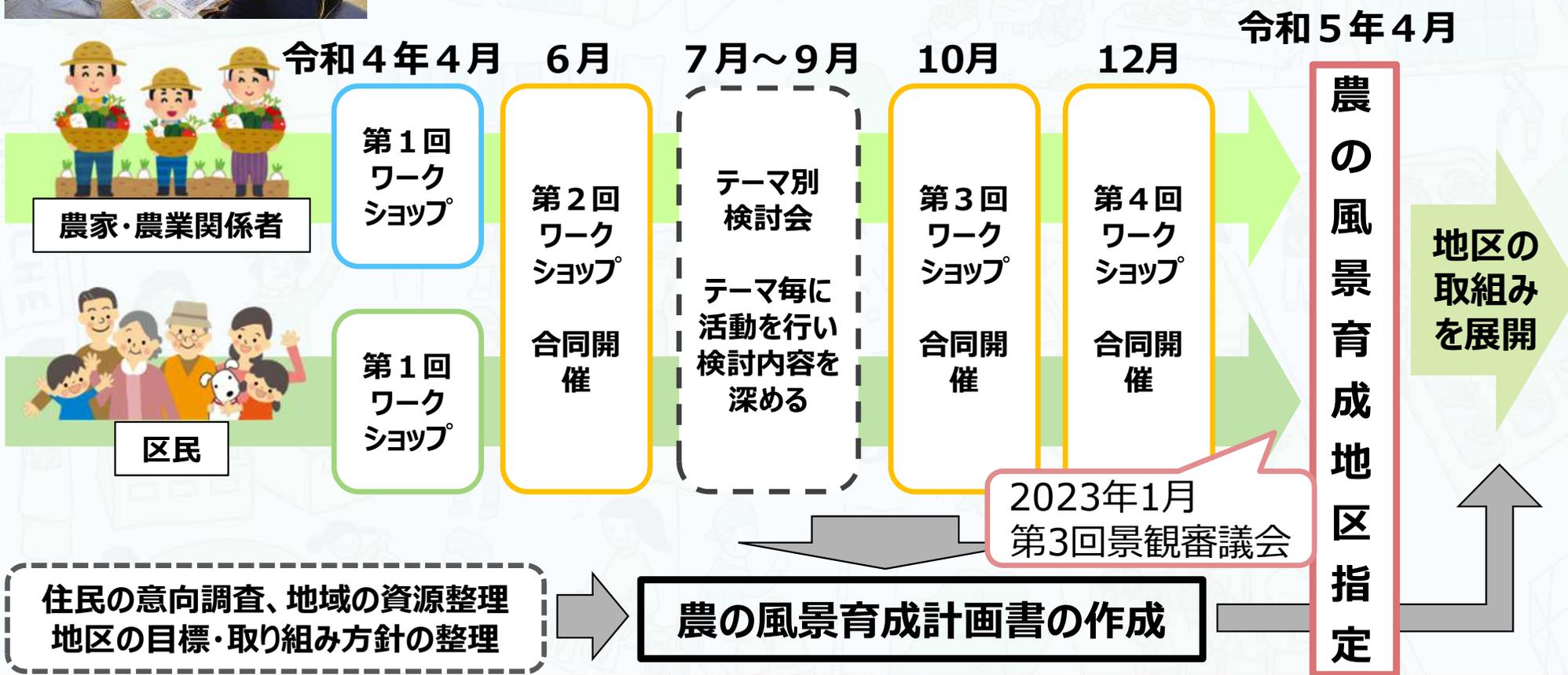
検討の経過

～農の風景育成地区～

<各主体の役割>



- … 農地の保全、営農活動
- … 援農、農やまちの魅力発信
- … 農業振興、地域活動のサポート



農に親しむ取組み

【鹿骨四丁目ひろば】

農地面積 約120㎡

生産緑地だった農地を区で取得し、公園として再整備を行っています。

その公園では農地だったことを活かして公園中央は農地として整備されており、そこで現在は季節の花々を地域住民の方と一緒に管理をしています。

 パンジー・ビオラなど
(12月～6月)

 コキア
(6月～11月)

農の風景育成地区のPR

令和5年度は江戸川区内の各イベントや各種お祭りに農の風景育成地区として参加、「農の風景育成地区」を区内のみなさまに知ってもらうと取組みをメインに行いました。

農の風景育成地区というキーワードに壁を感じる方にもわかりやすくPRしていくことを目標としました。

 花の祭典

 鹿骨区民館まつり

 花壇コンクール

etc

花の祭典



区内の花のイベントにしています。

R 5は「トマトすくい」、R 6は鹿骨四丁目
ひろばのお花を使った「葉作り」を行いました。

また農業にふれてる身近な取組みとして牛乳
パックで作る「小松菜栽培キット」の作成も行い
ました。



鹿骨 区民館まつり

鹿骨の地元のお祭りでは野菜の切れ端を使ったスタンプでオリジナルエコバッグを作ったり、地元の人々で作った“鹿骨”のクイズラリーマップをお披露目したりしました。



花壇コンクールに出場

小岩駅前のフラワーロードで行われる花壇コンクールの植え付けに、地元の方々と一緒に参加しました。

花ではなく、小松菜を花壇に植え付けし、フラワーロードを利用する方々を驚かせました。



事例の視察

地域住民を対象に、地元住民の方が積極的に参加されている先進事例である世田谷区さんや、地域の拠点として生まれ変わった保田小学校への事例視察にいきました。

先進事例の視察を行うことで、今後区としてどのような取組みをしていくかを、参加者と共有することができました。



ししぼね寺マルシェ@農の風景



農の風景育成地区が主催となる
イベントを行いました。

たくさんの人に来場いただき、農の風景
での事業が農業にとどまらず、さまざま
なことに取組んでいくことのアピールを行
いました。

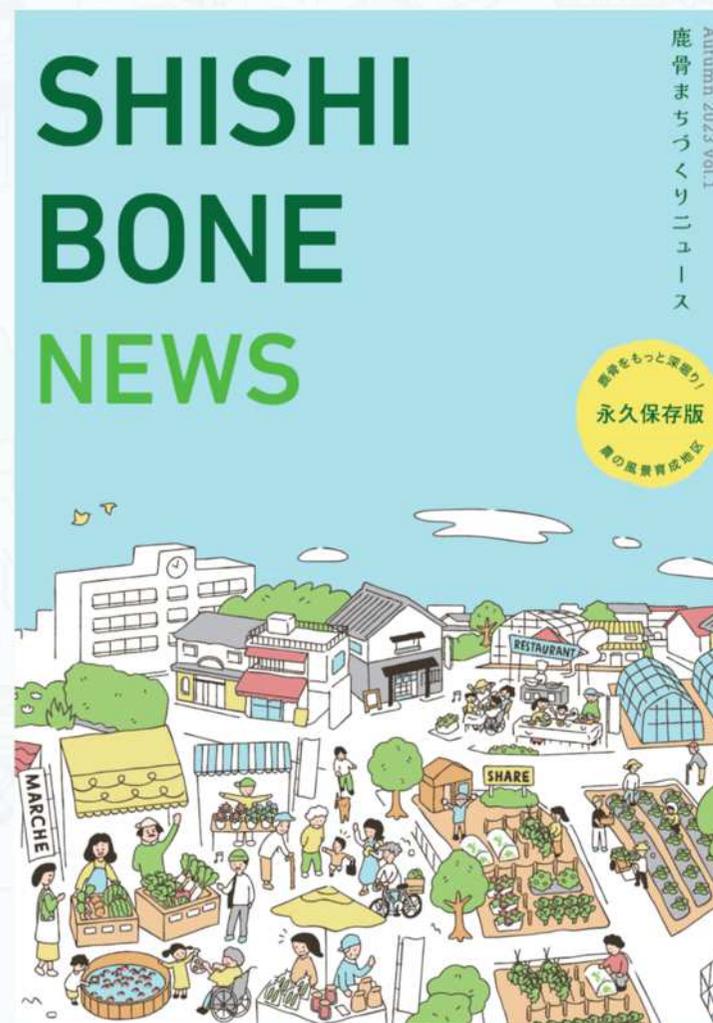
昨年度に引き続き今年度も、

11月23日(土)に開催します。

SHISHIBONE NEWS

「農の風景育成地区」の
まちづくりニュースを発行
しました。

「農の風景」とは何か？から
今後の進め方や今年度行った
事業について、わかりやすく
住民のみなさまに周知しています。



SHISHIBONE

ベジフラブの発足

鹿骨の
野菜（ベジタブル）と花（フラワー）
をもっと好きになる（ラブ）
地域のクラブ活動

農を楽しむクラブ活動を
『ベジフラブ』と称して、
実際に農業を身近に
感じたい人で集まれる場を
提供していきます



アグリクラブ



ガーデンクラブ

よくある「まちづくり」

- 観光地でのまちづくり → 観光協会
- 商業ビルなどの「はこもの」 → 不動産会社
- 駅周辺の開発 → 鉄道会社
- 商店街の活性化 → 商店街
- 災害に強いまちづくり(再開発) → 行政

協力者

まちの人

+



鹿骨は

- 鉄道空白地帯
- 商店街なし
- 大規模再開発予定なし

鹿骨の現状と問題点

- **人口**（鹿骨1～6丁目+鹿骨町、令和6年10月1日現在）
 - 7,334世帯、14,959人
- **歴史あり**
 - 奈良時代：鹿骨発祥の地 鹿見塚 + 室町時代：今につながる農村開拓の歴史
- **農関連産業が盛ん**
 - 花卉、盆栽、小松菜・・・
- 町会や子ども会などの
地域コミュニティが充実
 - お祭りや行事も多数

[現状の問題点]

保育園の閉園

小学校の統合/移転

→ 地域コミュニティへの
入口の喪失

「農の風景」をきっかけに
住民主体のまちづくりができないか？

- 農の風景育成地区指定 = まちの魅力の再発見
- 歴史/産業の再評価で「鹿骨(シビック)プライド」を醸成



地区指定の効果

成果

地域連携の強化

地域住民と営農者、行政が協力し様々な取組みを通じて地域活動が活性化され、農の風景に対する意識が広がった

教育活動の充実

小さなお子さんに対して、自分の地元の産業に直接触れ合う機会が創出でき、次世代に向けた農業に対する認知を深めることができた

課題

農家との連携

鹿骨地域の将来のビジョンを、営農者と共有することが難しく、今後も積極的かつ多様なアプローチが必要である。

今後の目標は

令和5年度

「農の風景育成地区を**知ってもらう**」

令和6年度

「農の風景育成地区の**認知を深める・体験する**」

令和7年度以降

「農の風景育成地区で**実際に行動してみる**」